

## 奈良県消費者行政活性化計画の進捗状況について

- 国において地方消費者行政強化の“集中育成・強化期間”としている平成21年度～23年度に、県・市町村が連携し、体制整備等に取り組む消費者行政活性化計画をH20年度に策定
- H20年度国補正予算による地方消費者行政活性化交付金等を活用して消費者行政活性化基金を造成し、H21年度より市町村支援や県消費生活センターの機能強化を実施
- 国の消費者行政活性化交付金要綱が改正され、基金事業はH24年度まで実施可能となつたため、奈良県消費者行政活性化計画を1年延長

【目 標】	【取り組むべき重点施策】	【平成21～23年度 進捗状況】	【平成24年度 事業案】
	①消費者行政の司令塔機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村との情報ネットワークの活用</li> <li>・相談員養成研修の実施</li> <li>・市町村相談窓口支援事業の実施</li> <li>・市町村相談員のための弁護士相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村との情報ネットワークの活用</li> <li>・相談員養成研修の実施</li> <li>・市町村相談窓口支援事業の実施</li> <li>・市町村相談員のための弁護士相談の実施</li> </ul>
1. 消費者行政活性化のための組織・体制整備	(1)県消費生活センターの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村との情報ネットワークの活用</li> <li>・相談員養成研修の実施</li> <li>・市町村相談窓口支援事業の実施</li> <li>・市町村相談員のための弁護士相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村との情報ネットワークの活用</li> <li>・相談員養成研修の実施</li> <li>・市町村相談窓口支援事業の実施</li> <li>・市町村相談員のための弁護士相談の実施</li> </ul>
	②中核センター機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村との情報ネットワークの活用</li> <li>・相談情報の分析と関係者への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村との情報ネットワークの活用</li> <li>・相談情報の分析と関係者への情報提供</li> <li>・市町村相談窓口支援事業の実施</li> <li>・市町村相談員のための弁護士相談の実施</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村との情報ネットワークの活用</li> <li>・相談情報の分析と関係者への情報提供</li> <li>・市町村相談窓口支援事業の実施</li> <li>・市町村相談員のための弁護士相談の実施</li> </ul>

【目 標】		【取り組むべき重点施策】	
1. 消費者行政活性化のための組織・体制整備	①県消費生활センターの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>②中核センター機能の整備</li> <li>・商品テストの実施、検査機関との連携等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品テスト用検査機器等の更新（クリーニングトラブルの原因究明用分析機器等）</li> <li>・県センターの業務職員を県保健環境研究センターに配置し、商品テスト（食品の異物検査）を実施（H22年度～）</li> <li>・検査機器を活用した商品テストの実施</li> </ul>
1. 消費者行政活性化のための組織・体制整備	②県消費生활センターの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消費相談窓口の充実</li> <li>・消費生活センターの開設、相談環境の整備と周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センター設置（H22年度 大和高田市、権原市）</li> <li>・相談窓口設置           <ul style="list-style-type: none"> <li>H21年度 十津川村、野迫川村</li> <li>H22年度 安堵町、明日香村、川西町、三宅町</li> </ul> </li> <li>・相談時間の延長           <ul style="list-style-type: none"> <li>H21年度 桜井市</li> <li>H22年度 天理市、斑鳩町</li> <li>H23年度 奈良市</li> </ul> </li> <li>・開設日数の増加           <ul style="list-style-type: none"> <li>H21年度 暮城市</li> <li>H22年度 五條市、上牧町</li> </ul> </li> <li>・PIO-NET設置           <ul style="list-style-type: none"> <li>H22年度 大和高田市、権原市、田原本町、上牧町、河合町</li> <li>H23年度 桜井市、御所市、葛城市、安堵町</li> </ul> </li> </ul>
1. 消費者行政活性化のための組織・体制整備	①消費相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>②消費相談窓口の整備充実</li> <li>・消費生活相談員の配置増、資質向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22年度 奈良モデルの「消費者行政の広域連携」作業部会を開催し、近隣市町村との広域化を検討</li> <li>・H22年度 3市村が広域化を実施</li> <li>・中心市集約方式（宇陀市・曾爾村・御杖村）</li> <li>・H23年度 7グループ（17市町村）が広域化を実施</li> <li>・中心市集約方式（①天理市・山添村、②権原市・高取町）</li> <li>・地域連携方式（③五條市・野迫川村・十津川村）</li> <li>・輪番制方式（④御所市・葛城市、⑤上牧町・河合町、⑥平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町、⑦香芝市・広陵町）</li> <li>・H23.5月 広域連携を含めて、全市町村で相談窓口開設</li> </ul>
②消費行政活性化策の実施	②消費者行政の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員養成研修を実施（委託事業）           <ul style="list-style-type: none"> <li>（研修生：H21年度10名、H22年度11名）</li> <li>（登録者33名のうち、18名が県及び15市町村に採用）</li> </ul> </li> <li>・相談員レベルアップ研修の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>（研修生：H21.11月 消費生活相談有資格者バックを設置）</li> <li>・県センターで市町村相談員向けの研修会を開催</li> </ul> </li> <li>・相談員生活相談有資格者バックの登録情報を市町村に提供</li> <li>・消費生活相談有資格者バックの登録情報を市町村に提供</li> <li>・市町村が消費者行政活性化基金を活用し、相談窓口の機能強化や消費者啓発等を実施</li> <li>・市町村の消費者行政活性化策を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H21～H23年度で、35市町村が消費者行政活性化基金を活用し、相談窓口の機能強化や消費者啓発等を実施</li> <li>・H21.10月 県センターから啓発資料の作成方法を市町村に紹介し、消費者啓発の充実を支援</li> </ul>

【目 標】

【取り組むべき重点施策】

【平成21～23年度 進捗状況】

【平成24年度 事業案】

①誰もがいつでも相談できる窓口の整備	(1)消費者被害の防止	・市町村消費生活センターの整備と周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行政担当課長金議や市町村消費者行政担当職員研修でセンターの整備及び消費者安全法に基づく周知を要請</li> <li>・H21～H23年度で、35市町村が消費者行政活性化基金を活用し、相談窓口の機能強化や消費者啓発等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が消費者行政活性化基金を活用し、相談窓口の機能強化や消費者啓発等を実施</li> </ul>
		・県消費生活センターの受付時間、方法の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県センターの相談受付時間を延長（9時～12時、12時～16時→9時～16時30分）</li> <li>・H22.1月 全国共通電話番号による「消費者ホットライン」運用開始</li> <li>・県センターの相談員を増員(H22年度 8人/日→10人/日、H23年度 10人/日→12人/日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者ホットライン専用電話回線より相談対応</li> </ul>
②被害・危害情報の迅速な提供	(2)消費者被害から守り、被害者を救済する	・高齢者・障害者等への丁寧な相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢消費者・障害消費者被害防止情報交換会を開催し、各団体の相談事例や取組状況の意見交換を行い、連携の強化を確認(参加団体:30団体)</li> <li>・消費生活相談員を対象に県の高齢者支援体制に関する研修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢消費者・障害消費者被害防止情報交換会により福祉部局、関係団体との連携強化</li> </ul>
		・情報の一元管理による迅速な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の担当職員及び相談員に対する研修会を実施</li> <li>・に基づく消費者情報の集約に関する研修会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の担当職員等に対する研修会を実施</li> <li>・各課からの大消費者事故等の情報の集約</li> </ul>
③消費者の苦情処理・あっせんの実施	(2)消費者被害の救済	・市町村との情報ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県センターHPに市町村との情報ネットワーク機能(相談員専用の情報交換ツール)を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村との情報ネットワークの活用</li> </ul>
		・多様な情報提供ツールによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種啓発冊子、啓発講座、県センターHP等による情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種啓発冊子、啓発講座、県センターHP等による情報提供</li> </ul>
④法律専門家の紹介	(2)被害者を受けた消費者の支援	・告発・あっせんによる解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H21年度 県センターにあっせん室を設置</li> <li>・事業者専門指導員(警察官OB)の配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者専門指導員によるあっせん処理の実施</li> </ul>
		・告情処理委員会の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・告情処理委員会開催費用、専門家(機関)の鑑定費用を予算措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・告情処理委員会開催費用、専門家(機関)の鑑定費用を予算措置</li> <li>・告情処理委員会の活用</li> </ul>
⑤多重債務者の対策事業	(2)多重債務者の対策事業	・訴訟費用の貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟費用の貸付資金を予算措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟費用の貸付資金を予算措置</li> </ul>
		・法律専門家の紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度専門相談員(弁護士等)を配置し、悪質商法や住宅リフォーム工事に係る相談について、消費者問題に精通した専門家の協力を得る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度専門相談員(弁護士等)を配置し、悪質商法や住宅リフォーム工事に係る相談について、消費者問題に精通した専門家の協力を得る</li> </ul>
⑥事業計画の実施	(2)事業計画の実施	・多重債務者対策協議会を開催し、各団体の取組状況や事業計画の報告、意見交換等により連携を強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務者対策協議会を開催</li> <li>・国の多重債務者相談強化キャンペーン期間中に多重債務者無料相談を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務者対策協議会の開催</li> <li>・国のキャンペーンに合わせた多重債務者対策事業の実施</li> </ul>
		・多重債務者対策事業		

## 【目 標】

## 【取り組むべき重点施策】

## 【平成21～23年度 進捗状況】

## 【平成24年度 事業案】

(1)悪質事業者の排除 3.悪質事業者を市場から排除する。	法執行による取締りの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門職員配置による体制整備</li> <li>消費者相談情報の分析による事業者指導</li> <li>消費者庁、関係省庁、近隣府県との協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察官OBを事業者専門指導員として配置(H21年度 本課1名 H23年度センター1名)</li> <li>事業者を県センターに呼び出しし、法令遵守を指導</li> <li>近畿ブロック会議等により、近畿経済産業局や近隣府県と連携強化</li> <li>H22.12月 国民生活センターによる消費生活相談早期警戒システムの集計・分析システム(スマート)運用開始</li> <li>H22.11月 近畿6府県による合同調査で、消火器の訪問販売業者に対する行政処分を実施</li> </ul>
	適正な指導啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者団体との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察官OBを事業者専門指導員として配置</li> <li>悪質な勧誘を行う新闇販売店を指導するため、新聞公正取引協議会と連携</li> <li>事業者団体等に対して、法令遵守の指導を実施</li> </ul>
(1)安全・安心な商品の確保 4.消費者の安全・安心を確保する	①食品の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全確認体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県保健環境研究センターに商品テスト用検査機器を配備</li> <li>県センターの兼務職員を県保健環境研究センターに配置し、商品テスト(食品の異物検査)を実施</li> <li>H23年度 放射性物質測定機器を配備(サーベイメータ)</li> </ul>
	②適正な表示・広告の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、事業者団体等との連携</li> <li>消費者による監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H21より食品表示監視協議会(事務局:近畿農政局奈良地域センター)に消費者行政担当が加入し、連携を強化</li> <li>食品表示等に関する事業者・消費者交流会開催</li> <li>広告審査関係官庁連絡会議により事業者団体と連携</li> </ul>
(2)事業者の法令遵守、コンプライアンス意識の向上	③危険食品等情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な情報提供ツールによる迅速な情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示サポート一等による県民からの情報受付</li> <li>県センターHPに市町村との情報ネットワーク機能(相談員専用)の情報交換ツール)を追加</li> </ul>
	①見守り体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の見守りネットワークの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢消費者・障害消費者被害防止情報交換会を開催し、各団体の相談事例や取組状況の意見交換を行い、連携の強化を確認(参加団体:30団体)</li> <li>「高齢者・障害者見守り通信」を福祉部局、関係団体に毎月メール配信</li> <li>「くらしの安全・安心サポート」の養成</li> </ul>
	②適正な契約の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度等の活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢消費者・障害消費者被害防止情報交換会において、県社会福祉士会の成年後見センターの活用を確認</li> <li>高齢消費者・障害消費者被害防止情報交換会により福社部局、関係団体との連携強化</li> </ul>

【目 標】

【取り組むべき重点施策】

【平成21～23年度 進捗状況】

【平成24年度 事業案】

5. 消費者の 自立支援	(1)役立つ情 報の提供	①相談窓口 の周知 ②時機を得 た情報の提 供	・県・市町村消費生活センターの周知 ・HP、消費者ニュースの充実	・県センター紹介パンフレット作成 ・県センター及び中南和相談所の案内看板を新調 ・県及び市町村相談窓口一覧のチラシを作成 ・県及び市町村相談窓口一覧を県HPに掲載	・県及び市町村相談窓口一覧を県HPに掲載
	(2)消費者教 育・啓発の実 施	①各階層へ の啓発事業	講演会、講座、啓発資料	・H21年度 奈良県HP内に県センターHPを開設し、情報 提供 ・H22年度 消費者ニュースを年4回発行(補助事業)	・県センターHPによる情報提供
	(3)消費者活 動の支援	②消費者教 育の推進	・教育委員会との連携、学校への講師派遣等	・悪徳商法対策講座等の啓発講座を実施 ・消費者力検定講座を実施 ・啓発冊子、パンフレットの作成、配布	・悪徳商法対策講座等の啓発講座を実施 ・啓発冊子、パンフレットの作成、配布
	③消費者活 動の支援	①消費者活 動グループ の支援	・学習グループの支援	・出前講座(シニア講座、ヤング講座)の実施 ・「くらしの安全・安心サポートー」による啓発活動 (啓発劇等)	・出前講座(シニア講座、ヤング講座)の実施 ・「くらしの安全・安心サポートー」による啓発活動 (啓発劇等)
		②消費者活 動促進	・消費者活動団体への働きかけ	・教員セミナーの実施、金銭・金融教育研究校の委嘱、 金融広報アドバイザーの派遣(金融広報委員会) ・近畿府県合同作成の学生向け啓発リーフレット「あま～ い誘いにご用心!」を作成し、県内の高校に配布	・教員セミナーの実施、金銭・金融教育研究校の委嘱、 金融広報アドバイザーの派遣(金融広報委員会) ・近畿府県合同作成の学生向け啓発リーフレット「あま～ い誘いにご用心!」を作成し、県内の高校に配布
		②消費者活 動促進	・消費者活動団体との共催によるシンポジウムを開催	・講師派遣、資料提供等支援	・講師派遣、資料提供等支援
			・「くらしの安全・安心サポートー」の養成	・「くらしの安全・安心サポートー」の養成	・「くらしの安全・安心サポートー」の養成
			・消費者活動団体への働きかけ	・消費者活動団体への働きかけ	・消費者活動団体との共催によるシンポジウムを開催